

愛知県公立大学法人教育研究審議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県公立大学法人定款（以下「定款」という。）第21条第1項に規定する大学ごとに置く教育研究審議会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第2条 定款第21条第2項第2号で規定する教育研究上の重要な組織及び事務組織の長は、次の表のとおりとする。

大 学	教育研究上の重要な組織及び事務組織の長
愛知県立大学	外国語学部長、日本文化学部長、教育福祉学部長、看護学部長、情報科学部長、入試・学生支援センター長、教育支援センター長、教養教育センター長、学術研究情報センター長、地域連携センター長、事務部門長、守山キャンパス長
愛知県立芸術大学	美術学部長、音楽学部長、芸術教育・学生支援センター長、芸術創造センター長、芸術情報センター長、芸術資料館長、事務部門長

2 前項の表に掲げるもののほか、教育研究上の重要な組織の長に副学長を含むものとする。

(招集等)

第3条 教育研究審議会は、学長が定款第23条に規定する事項について審議する必要があると認めるときに招集する。

2 教育研究審議会の議案は、招集の際に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(議長の職務代理)

第4条 議長があらかじめ指名する委員は、議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

(委員以外の出席)

第5条 学長が必要と認めるときは、委員以外の者を教育研究審議会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

(議事録の作成)

第6条 議長は、議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第7条 教育研究審議会の庶務は、各大学の管理部において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、教育研究審議会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年3月27日規程第10号)

(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(旧大学の教育研究審議会の存続等)

2 愛知県公立大学法人定款（平成20年10月31日付け総財務第234号・19地文科高第84号認可）附則第2号の旧大学の教育研究審議会については、旧大学の存続する間、存続するものとする。

附 則（平成22年3月29日規程第26号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規程第11号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月31日規程第8号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。